

2027年日本ドリフト選手権規定

※下線部：変更点

改正後	現行
(略) <u>2026年 7月23日改定</u> <u>2027年 1月 1日施行</u> 第1章 総則 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2027年</u>（以下「当該年」という。）のドリフト競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ドリフト選手権規定を制定する。 第1条 選手権の区分 本選手権は、次の通りとし、部門を設ける。 日本ドリフト選手権（以下「選手権」という。なお、英語表記は、Japan Drifting Championship とする。） 1. 単走部門 2. 追走部門 3. 総合部門 4. <u>チーム部門</u> 第2条～第6条（略） 第7条 選手権開催日程 <u>2027年</u>1月1日～<u>2027年</u>11月第3日曜日 第8条～第17条（略）	(略) 第1章 総則 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2026年</u>（以下「当該年」という。）のドリフト競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ドリフト選手権規定を制定する。 第1条 選手権の区分 本選手権は、次の通りとし、部門を設ける。 日本ドリフト選手権（以下「選手権」という。なお、英語表記は、Japan Drifting Championship とする。） 1. 単走部門 2. 追走部門 3. 総合部門 第2条～第6条（略） 第7条 選手権開催日程 <u>2026年</u>1月1日～<u>2026年</u>11月第3日曜日 第8条～第17条（略）

第18条 得点基準

各選手権競技会の競技結果成績に基づき、下記の得点を与える。
ただし、各選手権競技会に適用される諸規則に基づく罰則により、得点が無効となった場合、選手権得点を付与しない。

得点基準表：

(1) 単走部門

各競技会において単走決勝の成績に応じて以下の得点が付与される。

<上位16位まで得点が付与される場合>

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9
得点	20	16	15	14	13	12	11	10	8
	10	11	12	13	14	15	16		
	7	6	5	4	3	2	1		

<上位24位まで得点が付与される場合>

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9
得点	28	24	23	22	21	20	19	18	16
	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	15	14	13	12	11	10	9	8	7
	19	20	21	22	23	24			
	6	5	4	3	2	1			

(2) 追走部門

各競技会において追走競技に進出したなかで、競技会順位に応じて、下表の得点が付与される

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9
得点	25	21	18	16	13	12	11	10	8
	10	11	12	13	14	15	16		

第18条 得点基準

各選手権競技会の競技結果成績に基づき、下記の得点を与える。

得点基準表：

(1) 単走部門

各競技会において単走決勝の成績に応じて以下のポイントが付与される。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ポイント	20	16	15	14	13	12	11	10	8
	10	11	12	13	14	15	16		
	7	6	5	4	3	2	1		

(2) 追走部門

各競技会において追走競技に進出したなかで、競技会順位に応じて、下表のポイントが付与される

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ポイント	25	21	18	16	13	12	11	10	8
	10	11	12	13	14	15	16		

7	6	5	4	3	2	1
---	---	---	---	---	---	---

(3) 総合部門

当該競技会順位に応じて下表の単走と追走順位得点を加算した得点が付与される。

単走順位得点表：

順位	1	2	3	4
<u>得点</u>	4	3	2	1

追走順位得点表：

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9
<u>得点</u>	25	21	18	16	13	12	11	10	8

10	11	12	13	14	15	16
7	6	5	4	3	2	1

(4) チーム部門

① 追走競技に進出したなかで、大会順位に基づき、下表の得点が付与される。

② シリーズチーム得点の合計が同点だった場合は、当該大会成績上位順とし、シリーズ順位を決定する。

③ 各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが下記の得点対象となる。

順位	1	2	3	4	ベスト8(4チーム)
得点	26	20	15	10	6
ベスト16 (8チーム)				ベスト24	
3				1	

7	6	5	4	3	2	1
---	---	---	---	---	---	---

(3) 総合部門

当該競技会順位に応じて下表の単走と追走順位得点を加算したポイントが付与される。

単走順位ポイント表：

順位	1	2	3	4
<u>ポイント</u>	4	3	2	1

追走順位ポイント表：

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9
<u>ポイント</u>	25	21	18	16	13	12	11	10	8

10	11	12	13	14	15	16
7	6	5	4	3	2	1

第19条（略）

第2章 競技に関する規定

第20条（略）

第21条 競技会の成立、延期、中止、短縮

- 1.（略）
- 2.（略）
3. 追走部門が中止または途中中止となった場合は、競技会終了として単走部門順位と追走ラダー段階終了に応じた競技会順位として発表する。
なお、単走決勝上位24位まで得点が付与される場合も以下のとおりとする。

- （1）追走部門ベスト16（8対戦）が終了せずに中止となった場合
 - ①（略）
 - ②得点は追走部門不成立により50%付与とし、小数点以下の得点は切りあげとする。
- （2）追走部門ベスト16（8対戦）が終了した時点で中止となった場合
 - ①（略）
 - ②追走部門ベスト8進出者は全て8位の得点を付与する。
- （3）追走部門ベスト8（4対戦）が終了した時点で中止となった場合
 - ①（略）
 - ②ベスト4進出者はすべて4位の得点を付与する。
- （4）追走部門ベスト4（2対戦）が終了した時点で中止となった場合
 - ①（略）
 - ② 決勝進出者は両者共に2位の得点を付与する。
 - ③（略）

第19条（略）

第2章 競技に関する規定

第20条（略）

第21条 競技会の成立、延期、中止、短縮第21条 競技会の成立、延期、中止、短縮

- 1.（略）
- 2.（略）
3. 追走部門が中止または途中中止となった場合は、競技会終了として単走部門順位と追走ラダー段階終了に応じた競技会順位として発表する。

- （1）追走部門ベスト16（8対戦）が終了せずに中止となった場合
 - ①（略）
 - ②ポイント~~は~~追走部門不成立により50%付与とし、小数点以下のポイント~~は~~切りあげとする。
- （2）追走部門ベスト16（8対戦）が終了した時点で中止となった場合
 - ①（略）
 - ② 追走部門ベスト8進出者は全て8位のポイントを付与する。
- （3）追走部門ベスト8（4対戦）が終了した時点で中止となった場合
 - ①（略）
 - ②ベスト4進出者はすべて4位のポイントを付与する。
- （4）追走部門ベスト4（2対戦）が終了した時点で中止となった場合（2対戦）が終了した時点で中止となった場合
 - ①（略）
 - ② 決勝進出者は両者共に2位のポイントを付与する。

※各トーナメントラダー途中で中止が決定した場合は、終了時該当ラダーおよびそれ以降すべての対戦を無効とする。 4. (略) 第3章 一般規定 第22条～第25条 (略) 第26条 本規定の施行 本選手権規定は<u>2027</u>年1月1日から施行する。 以上	③ (略) ※各トーナメントラダー途中で中止が決定した場合は、終了時該当ラダーおよびそれ以降すべての対戦を無効とする。※各トーナメントラダー途中で中止が決定した場合は、終了時該当ラダーおよびそれ以降すべての対戦を無効とする。 4. (略) 第3章 一般規定 第22条～第25条 (略) 第26条 本規定の施行 本選手権規定は<u>2026</u>年1月1日から施行する。 以上
--	--